



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

株式会社 いい生活
代表取締役社長 CEO 中村 清高
(コード番号 : 3796 東証マザーズ)
問合わせ先 :
代表取締役副社長 CFO 塩川 拓行
電話番号 : 03 (5423) 7820

定款の一部変更及び 監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成27年6月26日開催予定の第16期定期株主総会でご承認いただくことを前提として「監査等委員会設置会社」への移行を決定しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事」を同定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 定款変更の理由

- ①改正後の会社法（以下「改正会社法」）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- ②改正会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除きます。）の決定の全部または一部を取締役に委任することが定款の定めにより可能となりますので、より機動的な経営を目指すべく、定款第29条（重要な業務執行の委任）を新設するものであります。
- ③改正会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定、および同法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役の責任を法令の定める額に限定する契約を締結できる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成27年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（金曜日）

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者（本年 6 月 26 日開催予定の第 16 期定期株主総会に付議）

前述の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 16 期定期株主総会終結の時をもって当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（5 名）が任期満了となります。つきましては、前述の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5 名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名	選任の種別	現役職
なかむら 中村 清高	再任	代表取締役社長 CEO
まえの 前野 善一	再任	代表取締役副社長 Co-CEO
しおかわ 塩川 拓行	再任	代表取締役副社長 CFO
きたざわ 北澤 弘貴	再任	代表取締役副社長 COO
まつざき 松崎 明	再任	常務取締役 CTO

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の就任予定日

平成 27 年 6 月 26 日（金）

(3) 監査等委員である取締役の候補者（本年 6 月 26 日開催予定の第 16 期定期株主総会に付議）

前述の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 16 期定期株主総会終結の時をもって当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、監査役全員（4 名）が任期満了となります。つきましては、前述の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役 4 名の選任をお願いするものであります。

なお、本件に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	選任の種別	現役職
ひらの 平野 晃	新任	常勤監査役（社外）
おおまち 大町 正人	新任	社外監査役
しゃもと 社本 真一	新任	社外監査役
たかはら 高原 正靖	新任	社外監査役

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 平野晃、大町正人、社本真一及び高原正靖の各氏は、社外取締役候補者であります。

(4) 監査等委員である取締役の就任予定日

平成 27 年 6 月 26 日（金）

以上

別紙

定款変更の内容は以下のとおりであります。なお、本定款変更は、平成27年6月26日開催予定の第16期定時株主総会終結のときに効力が発生するものといたします。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (省略) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条 (省略)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり)
第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	第4章 取締役、代表取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> は、10名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (省略) 3 (省略)	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(任期) 第21条 取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更後
(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 選定する。 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を <u>取締役の中から</u> 選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (省略)	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集手続) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集手續) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法) 第25条 (省略) 2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり) 2 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印する。 2 (省略)	(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名または記名押印する。 2 (現行どおり)
(取締役会規程) 第27条 (省略)	(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)

現行定款	変更後
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
(新 設)	<u>(重要な業務執行の委任)</u> <u>第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> <u>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集手続)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変更後
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<u>(員数)</u> <u>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削 除)
<u>(選任方法)</u> <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集手続)</u> <u>第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)

現行定款	変更後
(監査役会の議事録) 第35条 <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名または記名押印する。</u> 2 <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u>	(削除)
(監査役会規程) 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
(監査役の報酬等) 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
第6章 計 算 第38条～第41条（省略）	第6章 計 算 第33条～第36条（現行どおり）

以上